

新潟市西川社会福祉センター

令和2年度 事業計画書

令和2年3月23日

経営理念・経営方針

当法人は、旧西蒲原郡北部6カ町村の共同出資により設立された法人であり、地域に根ざした事業を行っています。事業運営は堅実であり、提供する福祉サービスの質の向上や事業内容の透明性の確保を図り、地域福祉の増進に努めることを経営原則にしています。

第1種・第2種の社会福祉事業に加え、公益を目的とする事業として、新潟市地域包括支援センター事業の受託や西川圏域支え合いのしくみづくり事業も含め、誰もが住み慣れた地域で、個人の尊厳を保ちつつ自立し、安心して安全に暮らすことができるよう支援することを目的として活動、事業運営することで地域の信頼を得てきました。

施設の設置目的を十分に理解し、公の施設管理運営の責務を認識して、適正かつ的確に利用者の平等を確保した管理運営を行います。

指定管理業務に係る事業計画（運営方針など）

新潟市西川社会福祉センター条例及び同施行規則に従い、適正な管理運営に努めます。現行事業を引き継ぐとともに、地域交流の場、社会福祉団体やボランティアの交流の場として、利用者が利用しやすい施設になるよう施設運営を行います。職員のスキルアップのため社会福祉法人内部研修や各種研修会にも参加します。

施設及び設備については、清掃は専門業者に再委託をし、警備は、昼は職員、夜間は機械警備（再委託）を行い、浄化槽・消防用設備・自動ドアの保守点検はそれぞれ再委託を行います。

利用者への対応については、利用者の気持ちに沿った対応ができる福祉分野の知識を持つよう研修を行った職員を配置します。

経費削減については、自然な光や風を利用しながら、こまめに電気を消すことや使用していない時間はスイッチを切るなど節電に努めるとともに、法人としてLED照明への転換を今年度から法人内施設で順次、計画的に行っていますので、市と協議の上で計画に組み込むことも可能です。

委託経費等については、当法人の他施設との統合・日程調整による経費削減に努めます。

サービス内容（開館時間、休館日設定）

（１）開館時間

- ・午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（２）休館日設定

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
- ・年末年始（１２月２９日から１月３日）

組織・人員体制

- ・管理人２人を雇用し、対応します。
- ・職員には社会福祉法人職員として、福祉関係団体、ボランティア、高齢者、障がい者等が多く利用する施設に対応した人材育成をし、配置します。また、利用者が快適に利用できるための助言ができるよう指導します。
- ・緊急時や非常時には、地域包括支援センター西川等の職員や隣接の「西川高齢者ふれあいセンター」職員が支援することが可能です。

雇用・労働条件

労働関係の法令を遵守します。法人として無期転換制度は法施行に先行して実施しました。

また働く子育て世代等の生活要件に配慮し、ライフサイクルに応じた人事の対応をしています。新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）に登録し、男女がともに働きやすく仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境を整え、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいます。

法人として就業規則等を整備し、遵守しています。また、弁護士・社会保険労務士と顧問契約を結び、法令を守り、労働者の権利を守り働き続けるための助言を得て労働環境の改善に努めています。

安全確保及び緊急時の対策

施設の夜間警備については、別途業務委託します。職員が勤務する時間帯については、最大限注意を払って業務を行います。勤務時間内外を問わず、事故・災害等、緊急時には利用者の安全を確保するため対応をマニュアル化し、職員に配布し対応を徹底します。

また緊急時に備え、隣接する施設とも連携した避難訓練を消防署の協力も得て年２回以上実施します。訓練を通じ初期対応の確保を平常時からの意識づけを行います。緊急時における近隣住民の安全確保と地域との協力については、公的な施設であることを認識し、身体生命を最優先にし、地域の人たちと連携した行動をとるよう指導します。

緊急時の応援体制としては、社会福祉センター内の職員のほかに近くに居住している法人職員が駆けつけることも可能ですし、必要があれば法人として備蓄している保存食の提供も可能です。

要望・苦情への対応

施設利用者から出された要望・苦情に職員が直ちに対応することで、利用する方の満足度・利便性を高めます。年に1回アンケートを実施し、内容と改善策、反映状況を施設内に掲示するとともに市に報告をします。また、「ご意見・ご要望何でもお伝えください。」という掲示で投書箱を常設し、利用者の意向を受けとめ改善につなげます。

苦情解決や要望対応については、改善の契機と捉え個人情報保護にも配慮しながら公開公表を基本とし、記録を整備保存します。内容や必要に応じ関係機関にも情報提供引継ぎをします。

職員で内容を共有し、施設利用の活性化に努めます。

なお、法人では苦情解決マニュアルを整備し、一定の客観性と専門性を確保するため苦情解決第三者委員を選任しており、解決に向けた助言をもらう体制をとっています。

個人情報の取り扱い・コンプライアンス

施設運営において、職員が業務上知り得た個人のプライバシーに関する情報は外部に漏らさないように指導しています。個人情報が記録されている書類等については、第三者の知り得ない場所に保管するとともに、廃棄する場合は裁断の上、行うこととします。

法人として、個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づく個人情報取扱い事業者の義務を適正に遵守履行するため、「個人情報に関する基本規則」「個人情報取扱い規則」を整備し、職員に研修会を通じ周知の徹底を図っています。

社会貢献活動等の実績（障がい者雇用、地域活動への参加など）

法人自体が福祉分野を専門としていることもあり、障がい者雇用にも取り組み自立した生活への支援を行っています。現在6人の雇用があり、リハビリ・清掃業務の担い手として働いています。

毎年、西川総合体育館への奉仕活動を行っており、JAや中学校、区内機関からの依頼で認知症高齢者を地域で見守るという題材の寸劇を披露し、好評を得ています。

地域とのつながりを持つため、まつり行事の民謡流し参加、学校行事への作品展示、生活の場として地域になじんでいくように職員・利用者とも参加しています。また、ボランティアを通じ、地域の方との交流を行っています。